

## XVI 農林漁業共済・保険の部

### 解説

この部には、農業共済、森林保険、漁船保険及び漁業共済に関する統計を収録した。

各統計の概要は、次のとおりである。

#### 1 農業共済

農業共済とは、農業保険法に基づき、自然災害、病虫害、鳥獣害等によって農業者が受ける損失（収穫量の減少等）を、国と農業者（加入者）の拠出に基づく保険の仕組みにより補填することにより、農業者の経営安定を図っているものである。

本共済に関して、次の共済事業の実績について取りまとめたところである。

##### (1) 農作物共済

農林水産省経営局の「農作物共済統計表」を収録した。

##### (2) 畑作物共済

農林水産省経営局の「畑作物共済統計表」を収録した。

##### (3) 果樹共済

農林水産省経営局の「果樹共済統計表」を収録した。

##### (4) 園芸施設共済

農林水産省経営局の「園芸施設共済統計表」を収録した。

##### (5) 家畜共済

農林水産省経営局の「家畜共済統計表」を収録した。

#### 2 森林保険

国立研究開発法人森林研究・整備機構の「森林保険に関する統計資料」を収録した。

森林保険とは、森林保険法に基づき、森林について、火災、気象災及び噴火災によって生ずることのある損害を填補することで、林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定を図っているものである。

#### 3 漁船保険

日本漁船保険組合の資料をもとに水産庁にお

いて作成したものを収録した。

漁船保険とは、漁船損害等補償法に基づき、漁船の不慮の事故によって受ける損害などを補填し、漁業経営の安定に資することを目的に実施しているものである。

#### 4 漁業共済

全国漁業共済組合連合会の資料をもとに水産庁において作成したものを収録した。

漁業共済とは、漁業災害補償法に基づき、中小漁業者の営む漁業について、異常の事象又は不慮の事故によって受ける損失を補てんし、漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的に実施しているものである。